

第101号議案

豊岡市農業共済事業事務費の家畜共済の賦課単価について

平成30年度豊岡市農業共済事業事務費の平成31年1月1日より適用する家畜共済の賦課単価を下記のとおり定めたいので、豊岡市農業共済条例（平成30年豊岡市条例第23号）第5条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

家畜共済割

- | | | |
|------------|------------|------|
| (1) 死亡廃用共済 | 共済金額1万円当たり | 20円 |
| (2) 疾病傷害共済 | 共済金額1万円当たり | 200円 |

第 102 号議案

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を変更したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

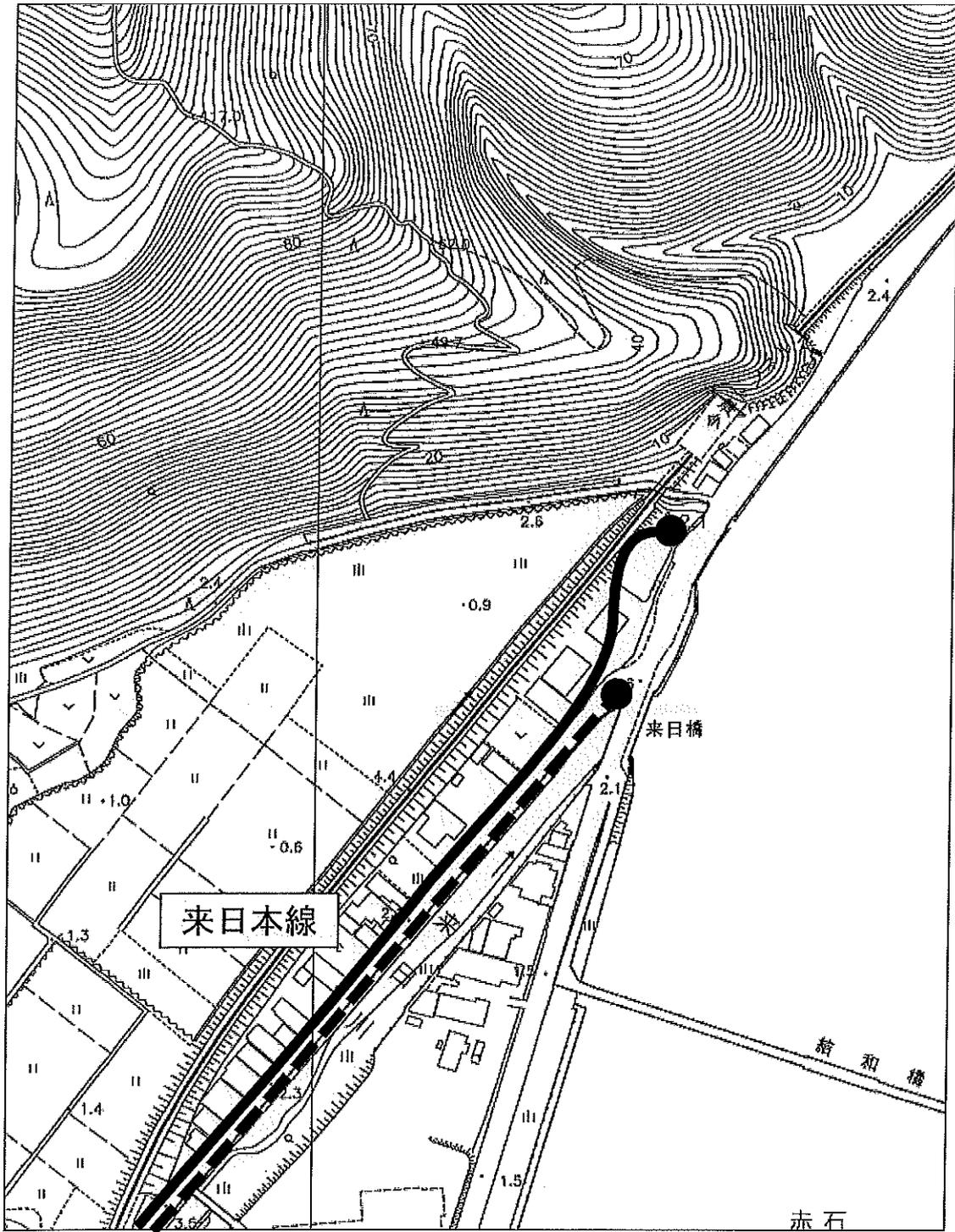
整理 番号	路線名	起 点 終 点	主な 経過地
1	来日本線	旧 城崎町来日字峠尻下279 城崎町来日字高瀬1580	
		新 城崎町来日字峠尻下夕271番13 城崎町来日字高瀬1580	
2	玄武洞線	旧 城崎町上山字二見ノ下1644 城崎町上山字二見ノ下1640	
		新 城崎町上山字二見ノ下1644 城崎町上山字二見ノ下モ1641番1地先	
3	藤井中森線	旧 日高町藤井字川田201番地先 日高町藤井字五反田424-1番地先	
		新 日高町藤井字川田201番地先 日高町藤井字五反田418番1地先	

(参考)

(単位：m)

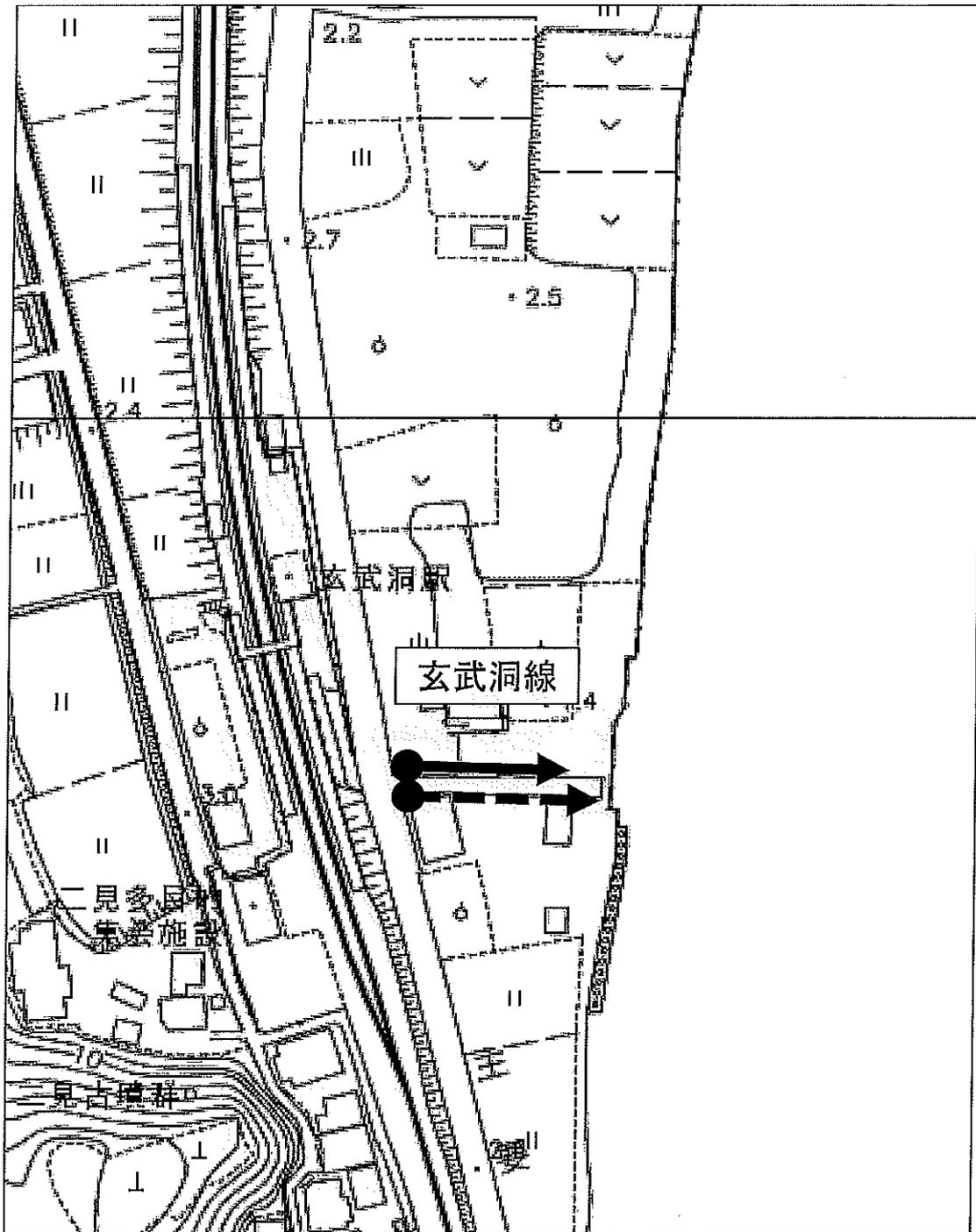
整理 番号	路線名	新旧 の別	延長	幅員 (最小)	幅員 (最大)	主な 経過地	備考
1	来日本線	旧	1,816.3	4.0	10.1		
		新	1,881.3	4.0	18.0		
2	玄武洞線	旧	48.0	3.8	4.6		
		新	40.7	3.8	4.6		
3	藤井中森線	旧	529.1	2.9	4.1		
		新	443.8	2.9	12.5		

路線変更図(来日本線)



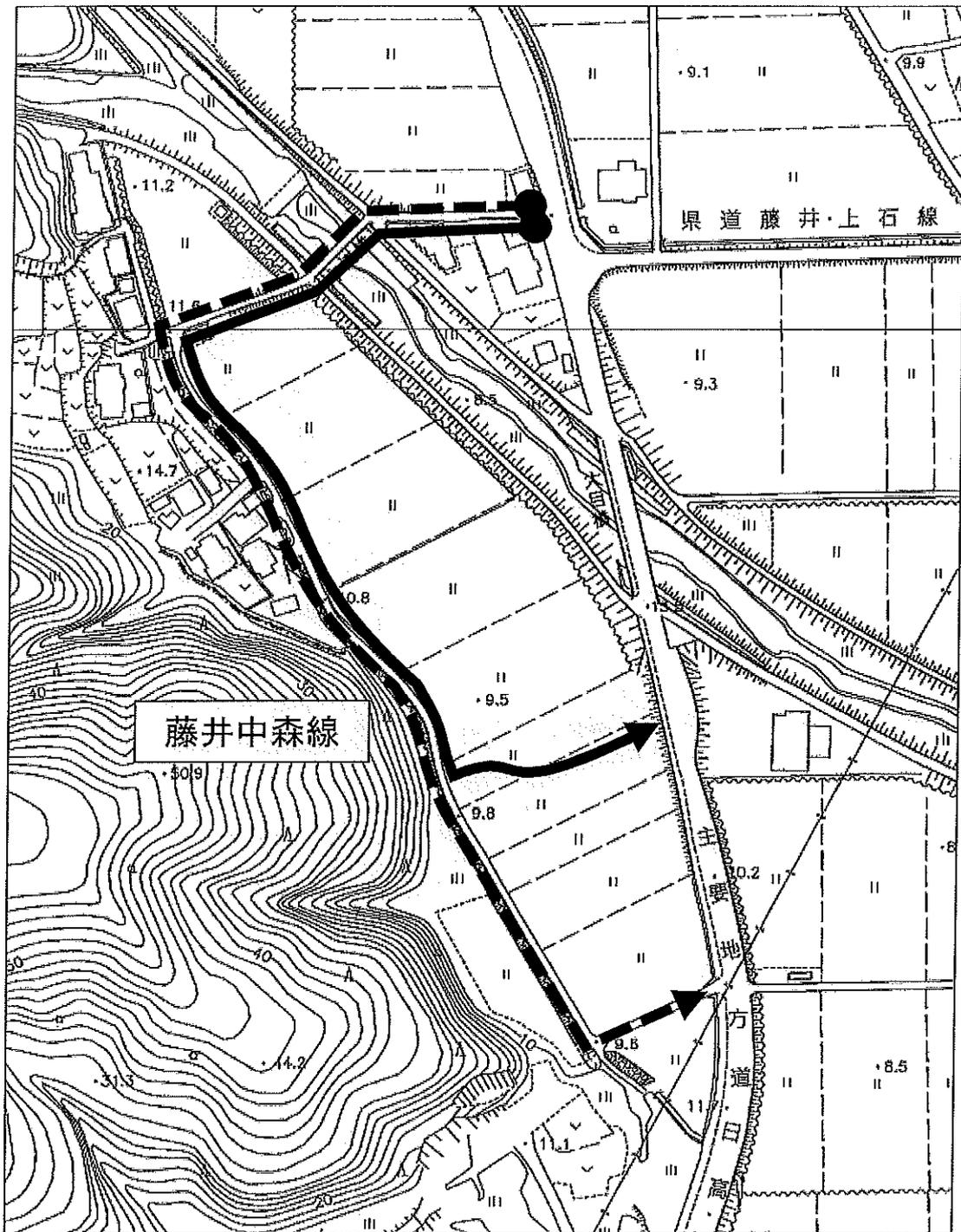
凡 例	
起 点	——●
変更前	- - -●
変更後	——●

路線変更図(玄武洞線)



凡 例	
起 点	—●
終 点	—▶
変更前	- - - -
変更後	————

路線変更図(藤井中森線)



凡 例	
起 点	●
終 点	➔
変更前	-----
変更後	—————

第103号議案

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月30日

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

1 事件区分

借家人補償未済に伴う損害賠償

2 相手方

住所

氏名

3 損害賠償額

880,000円

4 事件の概要

市は、平成29年度に実施した史跡但馬国分寺跡土地買上げ事業において、移転対象のアパートに居住していた相手方に対し、借家人補償契約締結前に転居した場合でも補償対象になると誤った説明をしたため、相手方は契約締結前に転居した。しかし、転居後においては契約が締結できず、補償金を支払うことができないため、同補償金相当額をもって賠償するもの。

第 104 号議案

豊岡市立出石家老屋敷の指定管理者の指定について

豊岡市立出石家老屋敷の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立出石家老屋敷 |
| 2 団体等の名称 | 特定非営利活動法人 但馬國出石観光協会 |
| 3 指定の期間 | 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立出石家老屋敷

(2) 所在地

豊岡市出石町内町 98 番地の 9

(3) 設置目的

郷土の歴史、民俗資料等の資料を収集し、保管し、及び展示して地域住民の利用に供し、郷土の歴史についての知識及び関心を深めるとともに、文化の向上に資するため。

(4) 施設概要

建物 江戸時代 建築

(昭和 43 年 3 月市文化財指定、平成 27 年 11 月改修)

構造等 木造瓦葺 2 階建、延床面積 291.34 m²

附属建物 長屋門及び塀

2 管理業務の内容

(1) 設管条例第 3 条第 1 項各号に規定する事業に係る業務

(2) 施設の使用及びその制限に関する業務

(3) 施設の維持管理に関する業務

(4) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人 但馬國出石観光協会

(2) 所在地

豊岡市出石町内町 104 番地の 7

(3) 代表者の氏名

理事長 川見 善明

(4) 設立年月日

平成 17 年 6 月 2 日

(5) 職員数又は会員数

職員 3 名 (理事 35 名)

(6) 主な事業又は活動

- ・経済活動の活性化を図る活動
- ・まちづくりの推進を図る活動
- ・文化、芸術またはスポーツ振興を図る活動
- ・環境の保全を図る活動
- ・社会教育の推進を図る活動 など

第105号議案

豊岡市立植村直己記念スポーツ公園の指定管理者の指定について

豊岡市立植村直己記念スポーツ公園の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立植村直己記念スポーツ公園
- 2 団体等の名称 特定非営利活動法人 コミュニティ日高
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立植村直己記念スポーツ公園

(2) 所在地

豊岡市日高町野829番地

(3) 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

(4) 施設概要

竣工 平成6年

敷地面積 142,000㎡

主な施設 野球場、多目的グラウンド、テニスコート、ジョギングコース、駐車場

2 管理業務の内容

(1) 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項各号に規定する事業に関する業務

(2) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務

(3) 利用料金の徴収等に関する業務

(4) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言

(5) 大会及び合宿等の誘致に関する業務

(6) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人 コミュニティ日高

(2) 所在地

豊岡市日高町府市場346番地

(3) 代表者の氏名

理事長 綿貫 祥一

(4) 設立年月日

平成20年10月28日

(5) 職員・従業員数

12名

(6) 主な事業又は活動

- ・日高地域を主なエリアとする市民活動団体の事務局業務
- ・日高地域の文化振興事業
- ・日高地域のスポーツ振興事業
- ・地域内外の住民交流事業等

第106号議案

豊岡市立出石総合スポーツセンター、豊岡市出石B & G海洋センター
及び豊岡市立出石多目的屋内運動場の指定管理者の指定について

豊岡市立出石総合スポーツセンター、豊岡市出石B & G海洋センター及び豊岡市立出石多目的屋内運動場の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|---------------------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立出石総合スポーツセンター、豊岡市出石B & G海洋センター及び豊岡市立出石多目的屋内運動場 |
| 2 団体等の名称 | 全但バス 株式会社 |
| 3 指定の期間 | 平成31年4月1日から平成36年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 豊岡市立出石総合スポーツセンター

ア 名称

豊岡市立出石総合スポーツセンター

イ 所在地

豊岡市出石町福住1200番地

ウ 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

エ 施設概要

竣工 昭和48年7月

敷地面積 54,561m²

主な施設 陸上競技場、野球場、テニスコート、建物、駐車場

(2) 豊岡市出石B & G海洋センター

ア 名称

豊岡市出石B & G海洋センター

イ 所在地

豊岡市出石町福住923番地

ウ 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

エ 施設概要

竣工 昭和57年4月

構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨）平屋建

主な施設 体育館、プール、駐車場

(3) 豊岡市立出石多目的屋内運動場

ア 名称

豊岡市立出石多目的屋内運動場

イ 所在地

豊岡市出石町福住1326番地

ウ 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かなまちづくりの形成に寄与するとともに、スポーツ及びレクリエーションの普及を図る。

エ 施設概要

竣工 平成14年6月

構造 鉄骨亜鉛瓦棒葺平屋建

敷地面積 4,900㎡
主な施設 多目的運動場、駐車場、公衆トイレ

2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項各号及び豊岡市立健康増進施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する事業に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務
- (3) 利用料金の徴収等に関する業務
- (4) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言
- (5) 水泳教室及び体操教室の実施に関する業務
- (6) 大会及び合宿等の誘致に関する業務
- (7) その他市が定める業務

3 団体等の概要

- (1) 名称
全但バス 株式会社
- (2) 所在地
養父市八鹿町八鹿113番地の1
- (3) 代表者の氏名
代表取締役 桐山 徹郎
- (4) 設立年月日
大正6年10月19日
- (5) 職員・従業員数
352名
- (6) 主な事業又は活動
 - ・旅客自動車運送事業
 - ・旅行業
 - ・不動産事業
 - ・車両管理事業
 - ・保険代理店業
 - ・航空運送代理業
 - ・指定管理業務
 - ・グループ会社にてタクシー事業、人材派遣業、受託運航業

第107号議案

豊岡市立城崎健康福祉センター、豊岡市立日高健康福祉センター及び
豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理者の指定について

豊岡市立城崎健康福祉センター、豊岡市立日高健康福祉センター及び豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立城崎健康福祉センター、豊岡市立日高健康福祉センター及び豊岡市立但東健康福祉センター |
| 2 団体等の名称 | 社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間 | 平成31年4月1日から平成34年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 豊岡市立城崎健康福祉センター

ア 名称

豊岡市立城崎健康福祉センター

イ 所在地

豊岡市城崎町湯島625番地の9

ウ 設置目的

市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与する。

エ 施設概要

竣工	平成6年10月
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建、地下1階
延床面積	2,335.69㎡
施設内容	事務室、多機能ホール、第1研修室、栄養指導室等
入居団体	社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会、 特定非営利活動法人 サポート歓

(2) 豊岡市立日高健康福祉センター

ア 名称

豊岡市立日高健康福祉センター

イ 所在地

豊岡市日高町祢布891番地の2

ウ 設置目的

市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与する。

エ 施設概要

竣工	平成6年1月
構造	鉄筋コンクリート造2階建
延床面積	3,122.97㎡
施設内容	事務室、会議室、研修室、多目的集団指導室、 視聴覚研修室等
入居団体	社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会、 公益社団法人 豊岡市シルバー人材センター、 特定非営利活動法人 そら

(3) 豊岡市立但東健康福祉センター

ア 名称

豊岡市立但東健康福祉センター

イ 所在地

豊岡市但東町出合433番地の1

ウ 設置目的

市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与する。

エ 施設概要

竣工	平成 15 年 1 月
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
延床面積	3, 178. 14 m ²
施設内容	事務室、トレーニング室等
入居団体	社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会、 公益社団法人 豊岡市シルバー人材センター、 特定非営利活動法人 セルフサポートいずし

2 管理業務の内容

- (1) センターの使用及びその制限に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会

(2) 所在地

豊岡市城南町23番 6 号

(3) 代表者の氏名

理事長 酒井 清道

(4) 設立年月日

平成18年 4 月 3 日

(5) 職員・従業員数

346名

(6) 主な事業又は活動

- ・社会福祉事業、地域福祉権利擁護事業、介護保険事業、在宅福祉事業、福祉相談事業、ボランティア活動の振興
- ・地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター及び総合相談生活支援センターの設置
- ・豊岡市立豊岡健康福祉センター、豊岡市立城崎健康福祉センター、豊岡市立竹野健康福祉センター、豊岡市立日高健康福祉センター、豊岡市立出石健康福祉センター及び豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理

第108号議案

豊岡市立まちなか交流館の指定管理者の指定について

豊岡市立まちなか交流館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立まちなか交流館
- 2 団体等の名称 一般社団法人 ノオト
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立まちなか交流館

(2) 所在地

豊岡市中央町 11 番 22 号

(3) 設置目的

豊岡市立まちなか交流館の近代化遺産としての文化的価値を活かし、中心市街地のまちなかの顔としてまちなかの集客力を向上させるとともに回遊性を高め、賑わいの拠点となる施設を目指す。

(4) 施設概要

竣工	昭和 9 年 11 月 15 日
建物概要	鉄筋コンクリート造 鉄骨造・2階建 820.0 m ²
主な施設	ショーケース、レストラン、宿泊室、事務室、 レセプションルーム、多目的室、トイレ等

2 管理業務の内容

- (1) 菓子を題材とした地域活性化のための展示会等の開催及び情報発信に関する業務
- (2) 市の文化・風土に培われた菓子、物産等を販売する業務
- (3) 市民と来訪者との交流活動に関する業務
- (4) 交流館の施設の利用及びその制限に関する業務
- (5) 交流館の維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

一般社団法人 ノオト

(2) 所在地

兵庫県篠山市丸山 42 番地

(3) 代表者の氏名

代表理事 金野 幸雄

(4) 設立年月日

平成 21 年 2 月 26 日

(5) 職員数又は会員数

12 名

(6) 主な事業又は活動

- ・ 公共施設及び公共的施設の維持、管理及び運営に関する事業
- ・ 文化、芸術、教育及び地域の振興等に関する調査、研究、企画等
- ・ 地域社会、地域団体及びNPO等に対する支援に関する事業
- ・ 市民ファンドの運営に関する事業
- ・ 地域環境の保全又は自然環境の保護及び整備に関する事業など

第 109 号議案

豊岡市立地域農業管理施設の指定管理者の指定について

豊岡市立地域農業管理施設の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立地域農業管理施設 |
| 2 団体等の名称 | 農事組合法人 コウノトリの郷営農組合 |
| 3 指定の期間 | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立地域農業管理施設

(2) 所在地

豊岡市祥雲寺 80 番地の 2

(3) 設置目的

地域農業の振興及び都市と農村の交流を促進し、農業及び農村の活性化を図る。

(4) 施設概要

竣工 平成 19 年 4 月

建物概要 木造平屋建て 延床面積 231.01 m²

主な施設 栽培管理研修室、土地利用調整室、農作業準備室、体験調理室

2 管理業務の内容

- (1) 農業経営体の育成、農業経営の改善に関する業務
- (2) 環境創造型農業の推進に関する業務
- (3) 農作業等を通じた都市との交流の促進に関する業務
- (4) 農村活性化の促進に関する業務
- (5) 施設の使用及びその制限に関する業務
- (6) 施設の維持管理に関する業務
- (7) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

農事組合法人 コウノトリの郷営農組合

(2) 所在地

豊岡市祥雲寺 80 番地の 1

(3) 代表者の氏名

代表理事 富岡 芳数

(4) 設立年月日

平成 27 年 9 月

(5) 職員数又は会員数

営農組合構成員 19 名

(6) 主な事業又は活動

- ・コウノトリと共生する環境保全型農業の推進
 - コウノトリ育む農法の実践
 - 栽培技術の向上と美味しい米づくりの実践
- ・担い手の確立と農機具更新の計画的な取組みの推進
- ・祥雲寺市民農園の管理運営

第110号議案

豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の指定管理者の指定について

豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立城崎麦わら細工伝承館 |
| 2 団体等の名称 | 城崎温泉観光協会 |
| 3 指定の期間 | 平成31年4月1日から平成36年3月31日 |

第111号議案

豊岡市営城崎温泉駅前駐車場、豊岡市営城崎鴻の湯駐車場、豊岡市営城崎木屋町駐車場及び豊岡市立城崎温泉駅前駐輪場の指定管理者の指定について

豊岡市営城崎温泉駅前駐車場、豊岡市営城崎鴻の湯駐車場、豊岡市営城崎木屋町駐車場及び豊岡市立城崎温泉駅前駐輪場の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|--------------------------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市営城崎温泉駅前駐車場、豊岡市営城崎鴻の湯駐車場、豊岡市営城崎木屋町駐車場及び豊岡市立城崎温泉駅前駐輪場 |
| 2 団体等の名称 | 株式会社 湯のまち城崎 |
| 3 指定の期間 | 平成31年4月1日から平成36年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市営城崎温泉駅前駐車場、豊岡市営城崎鴻の湯駐車場、豊岡市営城崎木屋町駐車場及び豊岡市立城崎温泉駅前駐輪場

(2) 所在地

豊岡市城崎町今津290番地の36、豊岡市城崎町湯島608番地の1、豊岡市城崎町湯島376番地及び豊岡市城崎町湯島100番地の5

(3) 設置目的

市民、観光客の利便性の向上及び城崎温泉街の交通環境の改善を図る。

(4) 施設概要

ア 豊岡市営城崎温泉駅前駐車場

形 式 平面駐車場

供用開始 平成12年7月7日

駐車区画 普通自動車40台

イ 豊岡市営城崎鴻の湯駐車場

形 式 平面駐車場

供用開始 平成12年10月1日

駐車区画 普通自動車19台

ウ 豊岡市営城崎木屋町駐車場

形 式 平面駐車場

供用開始 平成15年7月1日

駐車区画 普通自動車33台

エ 豊岡市立城崎温泉駅前駐輪場

形 式 平面駐輪場

供用開始 平成12年7月7日

駐輪区画 自転車、原動機付自転車、自動二輪車 区画なし

2 管理業務の内容

- (1) 駐車場及び駐輪場の利用及び制限に関する業務
- (2) 駐車場及び駐輪場の維持管理に関する業務
- (3) 駐車場の利用料金の徴収に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

株式会社 湯のまち城崎

(2) 所在地

豊岡市城崎町湯島78番地

(3) 代表者の氏名

代表取締役社長 西村 肇

(4) 設立年月日

平成24年7月17日

(5) 職員・従業員数

役員8名、専任職員3名

(6) 主な事業又は活動

- ・城崎地区の活性化のための戦略づくり・プランニング
- ・地区内施設のクレジットカード決済業務の代理契約事業
- ・地区内公共公益施設の管理運営受託事業
- ・地区内施設の管理運営コスト削減のための一括契約事業
- ・地区内の広報PR・催事開催等による地区マーケティング事業
- ・地区内の魅力づくりのための商品開発、販売等による地区プロモーション事業
- ・地区内の魅力店舗、施設誘致の調査・店舗リーシングおよびリノベーション事業
- ・その他、城崎地区内の活性化・まちづくりに関する事業等城崎地域のまちづくり活動を行っている。また、平成25年4月1日から豊岡市城崎地域市営駐車場等の管理受託を行っている。

第112号議案

豊岡市立竹野多目的研修施設の指定管理者の指定について

豊岡市立竹野多目的研修施設の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立竹野多目的研修施設
- 2 団体等の名称 中竹野地区区長協議会
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立竹野多目的研修施設

(2) 所在地

豊岡市竹野町轟 2 番地の 1

(3) 設置目的

地域農林水産物の加工及び加工品販売による農家所得の増大と農業者の生産意欲の向上を図り、農業及び地域の活性化を推進する。

(4) 施設概要

竣工 昭和 58 年 3 月

建物概要 木造・平屋建 152.92 m²

主な施設 食品加工室、木工加工室、研修室

2 管理業務の内容

(1) 条例第 3 条第 1 項各号に規定する事業に係る業務

(2) 施設の使用及びその制限に関する業務

(3) 施設の維持管理に関する業務

(4) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

中竹野地区区長協議会

(2) 所在地

(3) 代表者の氏名

(4) 設立年月日

平成 30 年 10 月 1 日

(5) 職員数又は会員数

198 世帯

(6) 主な事業又は活動

- ・地域の開発と発展に関する活動
- ・地域住民の福祉の増進に関する諸施策の企画実践
- ・地域住民の教養を高める活動

第113号議案

豊岡市立小河江区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

豊岡市立小河江区コミュニティセンターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立小河江区コミュニティセンター |
| 2 団体等の名称 | 小河江区 |
| 3 指定の期間 | 平成31年4月1日から平成36年3月31日 |

第114号議案

豊岡市立稲葉区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

豊岡市立稲葉区コミュニティセンターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立稲葉区コミュニティセンター |
| 2 団体等の名称 | 稲葉区 |
| 3 指定の期間 | 平成31年4月1日から平成36年3月31日 |

第 115号議案

豊岡市立木の薫る土居交流促進センターの指定管理者の指定について

豊岡市立木の薫る土居交流促進センターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立木の薫る土居交流促進センター |
| 2 団体等の名称 | 土居区 |
| 3 指定の期間 | 平成31年4月1日から平成36年3月31日 |

第116号議案

豊岡市立木の薫る森山交流促進センターの指定管理者の指定について

豊岡市立木の薫る森山交流促進センターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立木の薫る森山交流促進センター |
| 2 団体等の名称 | 森山区 |
| 3 指定の期間 | 平成31年4月1日から平成36年3月31日 |

第 117 号議案

豊岡市立坂野地区農作業準備休憩施設の指定管理者の指定について

豊岡市立坂野地区農作業準備休憩施設の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立坂野地区農作業準備休憩施設 |
| 2 団体等の名称 | 坂野区 |
| 3 指定の期間 | 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立坂野地区農作業準備休憩施設

(2) 所在地

豊岡市但東町坂野 382 番地の 1

(3) 設置目的

地域農業の構造改善及び都市と農村の交流を図ることにより、農業及び農村の活性化を推進する。

(4) 施設概要

竣工 平成17年 7 月

建物概要 木造平屋建 延床面積 140.23 m²

主な施設 交流ホール、小会議室、調理室

2 管理業務の内容

(1) 農作業等を通じた都市との交流の促進に関する業務

(2) 農村活性化の促進に関する業務

(3) 施設の使用及びその制限に関する業務

(4) 施設の維持管理に関する業務

(5) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

坂野区

(2) 所在地

[Redacted]

(3) 代表者の氏名

[Redacted]

(4) 職員数又は会員数

30 世帯

(5) 主な事業又は活動

坂野区の自治会運営全般